高知市上下水道局流末施設の建設及び維持管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、流末施設の建設及び維持管理について必要な事項を定め、もって本市の計画的な給水と水道事業の発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 開発行為等 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 12 号に規定する開発行為,建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の築造,その他これらに類する行為
 - (2) 事業主 開発行為等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで 自らその工事をする者
 - (3) 低水圧地区 高知市水道事業等及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第35号)第3条第2項に規定する水道事業及び簡易水道事業の給水区域において、高知市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の布設する配水管からの直接の水圧、水量等だけでは、十分に水道水を供給することができない地区
 - (4) 流末施設 低水圧地区に水道水を供給するために建設される貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号)第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。ただし、建築物に設けられたものを除く。)であり、貯水設備、揚水設備、配水設備等を備えたもの

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用を受ける流末施設の規模は、当該流末施設から現に水道水の給水を受けている建築物及び当該流末施設から水道水の給水を受ける計画である建築物の合計棟数が15棟以上であるものとする。

(事前協議等)

- 第4条 事業主は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める事項について管理者と 事前に協議するものとする。
 - (1) 低水圧地区の開発行為等に伴い,新たに流末施設を建設する場合当該流末施設の建設に係る設計及び施工方法並びに当該流末施設の管理方法
 - (2) 既に流末施設が建設された造成地に隣接する開発行為等に伴い,当該流末施設の規模を拡張する場合 当該流末施設の建設及び改善に係る設計並びに施行方法並びに当該流末施設の管理方法
- 2 事業主は,前項の協議を行うときは,流末施設建設等申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の提出があったときは、その内容について調査及び審査を行い、協議する事項を取りまとめ、速やかに事業主と第1項の協議を行うものとする。

4 管理者は,第1項の協議が完了したときは,当該協議に係る事業主に対し流末施設 建設等許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(地域住民等の同意)

第5条 事業主は、管理者の指示に基づき流末施設の建設等について、当該流末施設周 辺の地域住民及び関係権利者と協議し、その同意を得なければならない。

- 第6条 第4条第4項の規定による協議済証の交付を受けた流末施設の建設等に係る施工は、管理者が水道法第16条の2の規定により指定した指定給水装置工事事業者 (以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行うものとする。
- 2 前項の流末施設の建設等に要する費用は、事業主の負担とする。
- 3 第1項の流末施設が完成した後,事業主又は事業主から当該流末施設を譲り受けた 所有者等(以下「施設所有者」という。)は,当該流末施設の維持管理のために必要 な一切の業務を行わなければならない。

(無償譲渡)

(施工等)

- 第7条 前条第1項の流末施設が完成した後,施設所有者から無償譲渡の申入れがあったときは、本市は当該流末施設を譲り受けるものとする。ただし、当該流末施設から現に給水を受けている建築物の棟数が、当初給水することを計画していた建築物の棟数の70%に満たない場合においては、管理者が特に認めたときに限り、当該流末施設の無償譲渡を受ける条件等について協定を締結することにより譲り受けることができるものとする。
- 2 施設所有者は,前項の無償譲渡を行うときは,流末施設譲渡申入書(様式第3号) を管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により無償譲渡しようとする流末施設は、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。
 - (1) 次に掲げる施行基準及び関係法令の諸規定に合致しているものであること。
 - ア 低水圧地区において水道水を供給する計画を作成する場合は、給水装置工事施 行要領で定める1日平均使用水量を用いることとし、1日最大使用水量は当該1 日平均使用水量の50%増とすること。
 - イ 次の各号に掲げる水道施設の有効容量は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (ア) 受水タンク(管理者の布設する配水管から流末施設へ水道水を汲み上げ一度 貯えておくタンクをいう。)アに規定する1日最大使用水量の2時間分以上を標 準とする水量
 - (イ) 配水池(低水圧地区の需要量に応じて適切な供給を行うために、水道水を一時貯えておく池をいう。)等 前号に規定する1日最大使用水量の6時間分以上を標準とし、かつ、必要に応じて消火用水量を加算する水量

- ウ ポンプ (受水タンクから配水池へ送水するためのポンプ又は流末施設から各住 宅へ水道水を送り出すためのポンプをいう。)は水中ポンプ方式を標準とし、かつ、 その能力はアの規定により算定される1日最大使用水量の全戸数分の水量を16 時間以内の稼動でまかなえるものとし、さらに同容量の予備機を設けなければな らない。
- エ 自家用発電設備その他の予備動力設備を必要に応じて設けなければならない。
- オ 各電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通産省令第 52号)に定める各基準に合致し、かつ、長時間の停電又は故障に対する警報装置 等を有する設備としなければならない。
- カ ポンプ室の騒音に係る規制基準は、高知市公害防止条例(昭和 50 年条例第 28 号)の定めるところによる。
- キ 構造及び材質等については、別途管理者と協議しなければならない。
- ク その他については、日本水道協会水道施設設計指針、高知市給水条例(昭和 48 年条例第 16 号)、高知市上下水道局配水管工事標準仕様書、高知市上下水道局給水装置工事施行要領及び高知県建設工事共通仕様書等の定めるところによる。
- (2) 抵当権、質権、地役権、賃借権その他名義のいかんを問わず所有権の完全な行使を阻害する一切の制限が排除されていること。
- (3) その他管理者が特に必要と認める条件
- (4) 前3号の規定にかかわらず、管理者が認めたときはこの限りではない。 (譲渡後の管理等)
- 第8条 管理者は、前条第1項の規定による流末施設の譲受けに際して、当該流末施設 から給水される水道水を利用している者(以下「流末施設利用者」という。)への給 水等が滞ることのないよう、当該流末施設の維持管理その他給水に必要なすべての業 務を行うものとする。
- 2 前条第1項の規定による流末施設の無償譲渡後、引き続き当該流末施設から給水を 受けようとする流末施設利用者は、管理者に給水条例第 13 条の規定による給水の申 込みをしなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 管理者,指定給水装置工事事業者,事業主,施設所有者及び流末施設利用者は,水道法,水道法施行令(昭和32年政令第336号),水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号),給水条例,給水条例施行規程(昭和33年水道局規程第1号),この要綱等の水道に対して適用される法律その他の関係法令を遵守しなければならない。(委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか,流末施設の建設及び維持管理に関し必要な事項は, 管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 高知市水道局高地区給水要綱施行基準(昭和 51 年 4 月 1 日制定) は廃止する。 (経過措置)
- 3 この要綱による改正前の高知市水道局高地区給水要綱の規定に基づきされた申請 その他の手続は、この要綱による改正後の高知市水道局流末施設の建設及び維持管理 に関する要綱の相当規定に基づきされた申請その他の手続とみなす。

附即

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。